平成３０年（フ）第１１５号
埼玉県八潮市大字大曽根783番地４
債務者　鹿野　浩志
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１３９号
埼玉県草加市谷塚町1346番地１　クレールいずみ205号
債務者　澤邊　　奨
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
埼玉県越谷市大字袋山1253番地13　エスポワール101
債務者　千葉　優貴
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４２号
埼玉県春日部市緑町６丁目13番19号　レピュートセキネ203号
債務者　木村　和生
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3180番地２　アネックスむさしの202号
債務者　阿部　英一
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６７号
北海道千歳市住吉２丁目３番２号　クリスタル夏月２―303号
債務者　成瀬隆与司
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４２号
札幌市清田区平岡６条３丁目14番14号
債務者　田口　裕輔
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５３号
札幌市東区北21条東23丁目１番21―101号
債務者　田中　俊彦
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５８号
札幌市西区二十四軒４条７丁目３番23号　アムスモア103号
債務者　中村　京子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６９号
札幌市白石区北郷７条４丁目２番10―102号
債務者　佐藤　　悟
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８５号
札幌市白石区平和通２丁目南６番38号
債務者　田中　瑞穂
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０４号
札幌市豊平区豊平４条３丁目１番21号　キューブ４・３―201号
債務者　大平　龍海
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４９号
群馬県伊勢崎市曲輪町２番16号　ハイツシャローム201
債務者　堤　　孝司
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１６６号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地３棟502号
債務者　前原こと　金　　彩香
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２１号
高知市薊野中町33番22―６号
債務者　鎌倉　須磨
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２２号
高知市薊野中町33番22―６号
債務者　鎌倉　早延
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３８号
高知市山ノ端町51番地６　小高坂苗床山改住17号
債務者　村上　典子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
高知地方裁判所破産係